

医療費控除

今年も確定申告の時期がやってきました。申告のご準備は順調でしょうか。

今回は、所得税の申告の中でも特に皆様に馴染みのある、医療費控除について調べてみました。ぜひ参考にしてください。

医療費控除の注意点

- ◆ 医療費控除の計算は 1 月 1 日から 12 月 31 日までに支払った医療費に限られます。したがって、治療等が済んでいても年内に支払いが終わっていない分については、その年の医療費控除の対象にはなりません。ただし治療費をローンで支払う場合は、治療費全額がローン契約をした年の医療費控除の対象となります。これは信販会社による治療費の立替払いにより、病院への支払いは完了しているためです。この場合、金利及び手数料相当分は医療費控除の対象とならないので注意が必要です。
- ◆ ドラッグストア等で購入した風邪薬等も医療費控除の対象となります。領収書に薬の名前を記載して保管しておいて下さい。
- ◆ 人間ドックや健康診断にかかる費用は、原則として医療費控除の対象とはなりません。ただし、病気が発見され引き続き治療を行った場合には、その費用は治療に先立って行われる診察と同様と考えることができます。
- ◆ 傷病によりおむね 6 ヶ月以上寝たきりで医師の治療を受けており、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は医療費控除の対象となります。ただし、この場合には医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。
- ◆ 妊娠と診断されてからの定期検診や検査などの費用、また、通院費用は医療費控除の対象になります。しかし、入院に際し、寝巻きや洗面具など身の回り品を購入した費用は医療費控除の対象になりません。

医療費控除の Q&A

Q：入歯を装着するために支払った費用は医療費控除の対象になるか？

A：医療費控除の対象となる医療費とは、歯科医師による診療又は治療で通常必要であると認められるものが重要です。

入歯の装着費用につきましては、そのものが歯科医師の診療等に基づくものだと考えられますので、これが、美容整形のために行われたものでなく、かつ、一般的に支出される水準を著しく超えないもの、いわゆる贅沢品と認められるものでない限り医療費控除の対象になるものと考えます。

Q：入院している母親に毎日見舞いに行っていただいた方に謝礼として 5 万円支払ったが、当該 5 万円は医療費控除の対象になるか？

A：母親のために要した費用とはいえ、母親の医療費とは全く関係がないため、医療費控除の対象とはならない。

その他詳細については久保総合会計事務所にご相談ください。

TEL 06-6930-6388 HP アドレス <http://kubokaikei.com/>